

令和7年度 消費者行政の概要

(令和6年度の実施結果)

岡山市消費生活センター

目次

I	消費生活センターの概要	
1	沿革	… 2
2	組織	… 4
II	事業概要と事業実績(令和6年度)	
1	消費生活相談	… 6
2	岡山市消費者教育推進地域協議会	… 11
3	消費者教育の推進	
	(1) 消費者教育担い手育成事業	
	ア 学校教員向け研修会	… 12
	イ 公民館職員向け研修会	… 12
	ウ 市民向け講習会(消費生活サポーター育成講座)	… 13
	エ 消費生活サポーター制度	… 14
	(2) 消費者安全確保地域協議会	… 15
	(3) 消費者啓発事業	
	ア 消費者被害防止のための啓発	… 16
	イ ラジオCM放送によるエシカル消費啓発	… 17
	ウ 新聞広告によるエシカル啓発	… 17
	エ 消費生活出前講座	… 18
	オ 消費生活出前授業等	… 18
	カ 消費生活情報の発信	… 19
	キ 集客イベントを活用した啓発	… 20
4	消費者団体との連携	… 21
5	事業者への指導	… 22
6	計量検査事務	
	(1) 沿革	… 23
	(2) 特定計量器定期検査事業	… 24
	(3) 立入検査事業	
	ア 商品量目立入検査	… 27
	イ 計量器の立入検査	… 28
	(4) 試買検査	… 29
	(5) 計量思想普及啓発事業	… 30

I 消費生活センターの概要

1 沿革

2 組織

1 沿革(R7.4.1現在)

S41. 5	企画部		企 画 課	消費者行政係
S42. 7	企画室		企 画 課	消費者行政係
S48. 4	企画局		企画調整課	消費者行政係
S49. 4	企画局		消費生活課	調査係 指導係
S51. 4	民政局	市民生活部	消費生活課	調査係 指導係
S59. 4	民政局	市民生活部	消費生活課	調査係 指導係 計量検査所
H 6. 4	総務局	生活文化部	生活文化課	管理係 文化行政係 消費生活係 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
	※職員による相談解決に着手(県センター等他機関紹介のみ)			
H 9. 4	総務局	市民生活部	市民生活課	管理係 消費生活係 計量検査所 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
	※相談員を配置し消費生活相談の斡旋・解決を開始。			
H11. 5	総務局	市民生活部	生活・交通安全課	市民生活係 計量検査所 交通安全対策係 自転車対策係 岡山市民会館 西大寺市民会館 福祉文化会館
	※市民生活課・交通安全対策課の統合。			
H13. 4	市民局	市民協働部	生活安全課	生活安全係 計量検査所 町名住居表示係 交通安全室 西大寺市民会館 福祉文化会館
	※平成13年12月からPIO-NETに接続開始。			

H18. 4 市民局 生活安全課
 ※「部」の廃止。
 ※消費生活相談業務が生活安全課から市民みんなの相談室に移管。

生活安全係
計量検査所
町名住居表示係
交通安全室
福祉文化会館

市民みんなの相談室

消費生活相談

H20. 4 市民局 生活安全課
 ※消費生活相談業務が市民みんなの相談室から生活安全課に移管。

生活安全係
計量検査所
町名住居表示係
交通安全室
福祉文化会館

H21. 4 市民局 生活安全課
 ※生活安全係と計量検査所を統合し消費生活センターを設置。

消費生活センター
交通安全室
墓地管理係

H27. 4 市民生活局 生活安全課
 ※市民局が市民生活局と市民協働局に分割・再編。

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係

H29. 4 市民生活局 生活安全課

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係
東山斎場
斎場整備推進室

H30. 4 市民生活局 市民生活部 生活安全課
 ※「部」の設置

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地管理係
東山斎場
斎場整備推進室

R4. 4 市民生活局 市民生活部 生活安全課

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地・斎場係
維持係
東山斎場

R7. 4～ 市民協働局 市民生活部 生活安全課
 ※市民生活局がスポーツ文化局と市民協働局に分割・再編。

消費生活センター
交通安全防犯室
墓地・斎場係
維持係
東山斎場

2 組 織

生活安全課(R7.4.1現在)

課 長 1

消費生活センター担当課長 1

消費生活センター

所長 1(消費生活センター担当課長事務取扱)

副主査(薬剤師) 1

主査(再任用) 2 ※消費者教育推進員

主任 1

主事 1

会計年度任用職員 7 (消費生活相談員 6)
(事務員 1)

交通安全防犯室

墓地・斎場係

維持係

東山斎場

Ⅱ 事業概要と実績 (令和6年度)

- 1 消費生活相談
- 2 岡山市消費者教育推進地域協議会
- 3 消費者教育の推進
- 4 消費者団体との連携
- 5 事業者への指導
- 6 計量検査事務

1 消費生活相談

市民が日常生活において遭遇する悪質商法、架空請求、多重債務等の契約上のトラブルについて相談を受け付けるため、相談窓口を設置し、専門の消費生活相談員が助言や専門機関の紹介など、トラブル解決に向けた支援を行っている。

①相談件数の推移

(単位:件)

年度	R4	R5	R6
件数	4,410	4,500	4,526

②契約当事者の年齢別相談件数

(単位:件)

年度 年齢	R4	R5		R6	
				構成比	対前年比
20歳未満 (うち18～19歳)	116 (61)	127 (56)	89 (42)	2.0% (0.9%)	70.1% (75.0%)
20歳代	328	386	334	7.4%	86.5%
30歳代	354	342	319	7.0%	93.3%
40歳代	430	403	382	8.4%	94.8%
50歳代	661	611	647	14.3%	105.9%
60歳代	661	694	635	14.0%	91.5%
70歳以上	1,322	1,325	1,461	32.3%	110.3%
不 明	538	612	659	14.6%	107.7%
計	4,410	4,500	4,526	100.0%	100.6%

③契約当事者の職業別相談件数

(単位:件)

職業 \ 年度	R4	R5		R6	
				構成比	対前年比
給与	1,581	1,670	1,606	35.5%	96.2%
自営・自由業	142	110	144	3.2%	130.9%
家事従事者	625	714	738	16.3%	103.4%
学生	162	192	134	3.0%	69.8%
無職	1,399	1,322	1,376	30.4%	104.1%
団体	140	141	86	1.9%	61.0%
その他・不明	361	351	442	9.8%	125.9%
計	4,410	4,500	4,526	100.0%	100.6%

④販売購入形態別相談件数

(単位:件)

区分 \ 年度	R4	R5		R6	
				構成比	対前年比
店舗購入	795	923	851	18.8%	92.2%
訪問販売	181	191	222	4.9%	116.2%
通信販売	1,557	1,532	1,497	33.1%	97.7%
マルチ・マルチまがい取引	22	20	25	0.6%	125.0%
電話勧誘販売	285	230	225	5.0%	97.8%
ネガティブオプション	20	20	26	0.6%	130.0%
訪問購入	41	48	39	0.9%	81.3%
その他無店舗販売	20	28	21	0.5%	75.0%
不明・無関係	1,489	1,508	1,620	35.8%	107.4%
計	4,410	4,500	4,526	100.0%	100.6%

⑤相談状況(商品・役務別)件数

(単位:件)

区分 \ 年度	R4	R5	R6	R6	
				構成比	対前年比
A 商品一般	512	641	663	14.6%	103.4%
B 食料品	318	285	348	7.7%	122.1%
C 住居品	163	172	174	3.8%	101.2%
D 光熱水品	95	59	94	2.1%	159.3%
E 被服品	233	240	205	4.5%	85.4%
F 保健衛生品	445	386	440	9.7%	114.0%
G 教養娯楽品	296	290	241	5.3%	83.1%
H 車両・乗り物	106	128	90	2.0%	70.3%
I 土地・建物・設備	103	92	111	2.5%	120.7%
J 他の商品	8	13	11	0.2%	84.6%
K クリーニング	10	9	14	0.3%	155.6%
L レンタル・リース・貸借	239	267	209	4.6%	78.3%
M 工事・建築・加工	124	115	138	3.0%	120.0%
N 修理・補修	63	67	95	2.1%	141.8%
O 管理・保管	10	6	3	0.1%	50.0%
P 役務一般	40	63	39	0.9%	61.9%
Q 金融・保険サービス	279	269	254	5.6%	94.4%
R 運輸・通信サービス	322	378	476	10.5%	125.9%
S 教育サービス	7	13	13	0.3%	100.0%
T 教養・娯楽サービス※	340	282	258	5.7%	91.5%
U 保健・福祉サービス	338	269	244	5.4%	90.7%
V 他の役務	164	234	221	4.9%	94.4%
W 内職・副業・ねずみ講	13	41	44	1.0%	107.3%
X 他の行政サービス	35	39	28	0.6%	71.8%
Z 他の相談	147	142	113	2.5%	79.6%
計	4,410	4,500	4,526	100.0%	100.6%

⑥相談状況(内容別)件数

(単位:件)

区分 \ 年度	R4	R5		R6	
				構成比	対前年比
安全・衛生	122	113	101	1.4%	89.4%
品質・機能 役務品質	375	382	350	5.0%	91.6%
法規・基準	48	46	43	0.6%	93.5%
価格・料金	192	112	83	1.2%	74.1%
計量・量目	4	3	4	0.06%	133.3%
表示・広告	120	88	76	1.1%	86.4%
販売方法	2,668	2,354	2,451	35.0%	104.1%
契約・解約	3,499	3,546	3,522	50.2%	99.3%
接客対応	376	364	327	4.7%	89.8%
包装・容器	0	2	2	0.03%	100.0%
施設・設備	2	5	3	0.0%	60.0%
買物相談	18	14	17	0.2%	121.4%
生活知識	12	7	12	0.2%	171.4%
その他	25	29	20	0.3%	69.0%
計	7,461	7,065	7,011	100.0%	99.2%

*⑥の合計値が①から⑤に記した合計値と異なるのは、1つの相談内容が複数の区分に該当する場合があるため。

⑦契約当事者 年代別商品・役務件数(上位5位)

順位	17歳以下	件数	18～19歳	件数	20歳代	件数	30歳代	件数
1	他の教養・娯楽	16	化粧品	5	商品一般	34	商品一般	27
2	商品一般	8	健康食品	4	理美容	32	レンタル・リース・貸借	26
3	娯楽等情報配信サービス	6	レンタル・リース・貸借	4	レンタル・リース・貸借	26	工事・建築・加工	21
4	化粧品	4	理美容	4	インターネット通信サービス	16	理美容	17
5	教室・講座	2	他の教養娯楽品	3	他の教養・娯楽	15	娯楽等情報配信サービス	14
順位	40歳代	件数	50歳代	件数	60歳代	件数	70歳以上	件数
1	商品一般	40	商品一般	91	化粧品	82	商品一般	250
2	レンタル・リース・貸借	34	化粧品	79	商品一般	80	健康食品	104
3	化粧品	31	レンタル・リース・貸借	30	健康食品	55	化粧品	94
4	役務その他	18	健康食品	26	工事・建築・加工	25	電報・固定電話	87
5	健康食品	12	紳士・婦人洋服	19	役務その他	22	移動通信サービス	71

2 岡山市消費者教育推進地域協議会

設置目的	岡山市の消費者教育を総合的、体制的かつ効果的に推進するために、関係機関等の意見や見解を求める場として、消費者教育の推進に関する法(平成24年法律第61号)第20条第1項に基づき、平成29年7月1日に「岡山市消費者教育推進地域協議会」を市条例にて設置。
内 容	委員12名で構成され、以下の事務を所掌。 (1) 本市の区域における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して協議会の委員相互の情報の交換及び調整を行うこと。 (2) 岡山市消費者教育推進計画の作成又は変更に関して意見を述べること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、消費者教育の推進に関し、市長が必要と認める事務。

回	開催月日	主な内容
1回	令和6年7月29日	(1) 令和5年度 消費生活相談の概要について (2) 令和5年度 岡山市消費生活センターの取組状況について (3) 令和6年度 消費者トラブル防止啓発標語・消費者トラブル防止啓発あいうえお作文の募集について
2回	令和6年10月11日	(1) 令和6年度 消費者トラブル防止啓発標語・消費者トラブル防止啓発あいうえお作文の審査
3回	令和7年1月22日	(1) 令和6年度上半期の消費生活相談の概要について (2) 各委員による専門分野からのご提言(4名)

3 消費者教育の推進

(1) 消費者教育担い手育成事業

趣旨等	消費者教育の効果的な推進及び連携強化を図り、社会の消費者力の向上につなげるため、消費生活相談や消費者教育に必要な基礎知識を有し、学校の教職員や公民館の職員をはじめ、市民、事業者において、それぞれの場の特性に配慮した消費者教育の研修プログラムの構築や講師を担うことができ、将来、地域のつなぎ役として主体的に活躍できる人材の育成を図る。
-----	--

ア 学校教員向け研修会

- 1 目的 教職員も消費者市民社会の担い手として「かしこい消費者」になるための基礎知識を習得し「エシカル消費」(思いやり消費)に対する知識と理解を深め、児童・生徒のための学習指導やよりよい日常生活を送るための指導の一助とする。
- 2 実施日時 令和6年7月17日(水) ～令和6年9月27日(金)
- 3 実施会場 岡山市立小・中学校及び義務教育学校(オンデマンド配信による受講)
- 4 研修テーマ 『エシカル消費について』
- 5 参加者 岡山市立小・中学校・義務教育学校(教職員一アンケート回収数 211件)
- 6 講師 公益財団法人消費者教育支援センター理事 主席主任研究員 柿野 成美 氏
- 7 内容 オンデマンド配信により期間を指定し自由に視聴できる形態で実施。(各30分)
①「エシカル消費(考え方編)」
②「エシカル消費(実践編)」

イ 公民館職員向け研修会

- 1 目的 自身の消費者力の向上と、地域の中で消費生活に関する啓発や見守り役を担うため、地域住民から寄せられる契約トラブルの解決方法や対処方法の相談に対応するために必要な基礎的知識と方法を身に付ける。
- 2 実施日時 令和7年3月18日(火) 14:00～ (事務担当者会の中の30分程度)
- 3 実施会場 公民館振興室(北区幸町 西川アイプラザ4階)
- 4 研修テーマ 高齢者を中心とした消費生活トラブル減らすため、公民館職員はどんなサポートができるか？
- 5 参加者 公民館職員 35名
- 6 講師 岡山市消費生活センター 主査 中吉 浩一郎
- 7 内容 (講義)
○高齢者の特徴やSNSのトラブルを含め、高齢者に多い消費者トラブルとその対応策を理解する
○消費者力について理解する
○ 公民館職員として相談されやすい環境づくり、声かけについて考える

ウ 市民向け講習会(消費生活サポーター育成講座)

1 趣旨・目的 市民を対象として、消費生活に関する地域の見守りや、消費生活センターと協働した啓発活動を行うための人材を育成するため、消費生活相談や消費者教育及び啓発に必要な基礎知識を学ぶことができる講座を行う。

2 実施日時 令和6年12月19日(木) 13:30～16:35
令和6年12月20日(金) 13:30～16:30

3 実施会場 岡山県生涯学習センター 中研修所 (北区伊島町三丁目)

4 講座内容
および講師

実施日	内容
令和6年 12月19日	講座①「環境にやさしい賢い消費者への第一歩」 講師:環境カウンセラー全国連合会代表理事 藤本 晴男 氏 講座②「楽しく学ぼう消費生活の法律基礎知識」 講師:弁護士 澤畑 優太 氏 / 漫才師 幸助・福助 氏
令和6年 12月20日	講座③「弁護士から学ぶ最新消費者トラブルと対処法」 講師:弁護士 菊池 幸夫 氏 講座④「元芸人・弁護士が教える!! トラブルを未然に防ぐ3つのポイント」 講師:弁護士 角田 龍平 氏

5 参加者 42名
※参加者のうち35名が全日程修了した。

6 備考 修了者のうち、16名が
「岡山市消費生活サポーター」として登録した。

岡山市 / 消費生活サポーター育成講座 受講者募集

～伝える力を養おう 岡山市地域の暮らしを変える～

契約トラブルやエンカド被害などの消費生活に関する知識と、それを取りのめへ伝える方法を身に付け、家庭や地域の暮らしを変える「消費生活サポーター」になってみませんか？

令和6年 12月19日 13:30～16:35 (受付 13:00～)

13:30～ 消費生活センターから20問
13:45～ エンカド被害とは？
① 環境にやさしい賢い消費者への第一歩
【講師】藤本 晴男さん 環境カウンセラー全国連合会代表理事
15:00～ 休 息
15:10～ クーリングオフなど
② 楽しく学ぼう消費生活の法律基礎知識
【講師】澤畑 優太さん/弁護士、幸助・福助さん/漫才師

令和6年 12月20日 13:30～16:30 (受付 13:00～)

13:30～ インターネット詐欺トラブル
③ 弁護士から学ぶ最新消費者トラブルと対処法
【講師】菊池 幸夫さん/弁護士
14:55～ 休 息
15:05～ 消費者トラブルにおける「買取り」「貸付け」「買取り」のポイント
④ 元芸人・弁護士が教える!! トラブルを未然に防ぐ3つのポイント
【講師】角田 龍平さん/弁護士

会 場 岡山県生涯学習センター 中研修室 (岡山市北区伊島町3丁目1-1)

対 象 消費生活・消費者教育に興味関心のある方/先着 50 名
(岡山市在住・在勤・在学の方で、2日間受講できる人)

受講料 無料/要事前申込 (受講後に修了証と修了者のプレゼントがあります)
(会場について、詳細は下記、または 各県消費生活センターまでお問い合わせください。)

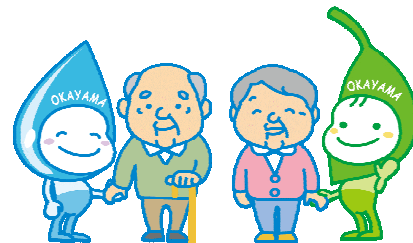
申込方法 申込書へ

主 催 岡山市消費生活センター (後援 岡山県消費生活センター、岡山県消費生活センター、岡山県消費生活センター、岡山県消費生活センター、岡山県消費生活センター)

エ 消費生活サポーター制度

1 趣旨・目的 消費者教育の担い手として、一定の基礎知識を身につけた市民の方を対象に、希望者を「消費生活サポーター」として登録し、消費者被害の防止やエシカル消費の啓発など、各地域において自主的な活動を実施するための体制の整備や支援を行う。

2 活動内容 ・【伝える】地域での啓発・情報発信
・【つなぐ】見守り・聴く
・【まなぶ】消費生活関連情報の収集(自己研鑽)
・【つくる】掲示物等の作成
・【手伝う】センター等のイベントのサポート など



3 登録者数 112名 (※令和7年3月末時点)

4 令和6年度の活動報告 ※一部抜粋

活動日時	活動場所	活動内容		
		番号	1 伝える 2 見守り・つなぐ・聴く 4 つくる 5 手伝う	3 学ぶ
令和6年5月23日 10:00~11:30	ほっとプラザ大供 4階	3	消費生活サポーターのつどい参加。	
令和6年6月	オレンジカフェ	1	オレンジカフェでDVDの放映。	
令和6年8月	岡山市	4	悪質商法に関する標語を作成。ピチピチ賞受賞。	
令和6年12月3日	上道公民館	1	上道公民館のクラブいきいき小鳥の森で消費者トラブル防止啓発カレンダー配布。	
令和6年12月19日 令和6年12月20日	岡山県生涯学習セ ンター	3	岡山市消費生活サポーター育成講座の受講。	
令和7年2月13日 14:00~15:30	マンション集会室	1	令和6年度「消費生活展」の開催案内。出前講座のHPの配布・案内。	
令和7年2月17日 11:00~12:00	岡山市役所1階 市民ホール	5	令和6年度消費生活展における啓発活動。	
令和7年2月18日	自宅マンション	1	ファイル「ルールを守って安全に使おう」20部配布。	
令和7年2月19日	大元学区婦人会	1	婦人会の寄り合いで配布「撃退ステッカー」50枚。	
令和7年2月25日	富山公民館	1.2	富山地区内サロン交流会の中で詐欺電話の事業について注意・見守り活動。	
令和7年2月25日	富山地区内	1.4	学区内電子町内会へ婦人会活動ページに消費生活サポーターがいることや、PRを依頼。	
令和7年3月13日	マンション 管理組合	1	6名に対してDVDを放映。	
令和7年3月25日	町内会	1	町内会で啓発チラシの配布。	
令和7年3月25日	地元学区	1	町内会の集まりでチラシを配布。	

(2) 消費者安全確保地域協議会

経過と本市における方針	本市では、市内の小学校単位を基本に地域の安全・安心を守るために組織されている「安全・安心ネットワーク」を対象として、活発な見守り活動が行われかつ地元理解が得られた学区から順次、規約改正により消費者安全確保地域協議会(消費者見守りネットワーク)への移行を進めている。
協議会の構成員の活動内容	ネットワーク構成員間(地域関係団体:小学校、町内会、PTA、民生委員・児童委員、愛育委員、栄養委員、老人クラブ等)で必要な情報交換を定期的に行い、消費生活上特に配慮を要する消費者(高齢者、障害者等)に対し、見守り活動等において接触を図りながら、状況に応じた働きかけを実施している。

設置済み学区 (団体名)	五城学区安全・安心ネットワーク	福渡学区安全・安心ネットワーク	御津南学区安全・安心ネットワーク	御津学区安全・安心ネットワーク
規約改正時期	平成28年9月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
各団体における 主な活動	・消費者被害防止のための高齢者の自宅訪問 ・弁護士による消費者担い手講座の開催 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、街頭指導や啓発等	・消費者被害防止のための高齢者の自宅訪問 ・弁護士による消費者担い手講座の開催 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、小学校と連携した街頭指導や啓発等	・消費生活センターによる説明会 ・弁護士による消費者担い手講座の開催 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、福祉、環境美化、健康づくりのための個別訪問、小学校と連携した街頭指導や啓発等	・消費生活センターによる説明会 ・弁護士による消費者担い手講座の開催 ・消費者被害防止のほか交通安全、防災、環境美化、小学校と連携した街頭指導や啓発等

(3) 消費者啓発事業

趣旨等

消費者市民社会の構築に向け、消費者力を強化し、消費者被害を未然に防止するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため、自主的かつ合理的に行動することができるよう、各世代のライフステージに応じ、マスメディアや出前講座、各種イベント実施等、適切な手法の事業を組み合わせることにより、市民に幅広く働きかける。

ア 消費者被害防止のための啓発(標語・あいうえお作文募集)

1 目的 標語・あいうえお作文を作成する過程で消費者自らが消費者トラブルの事例や対処法について学び、正しい知識を身に着けることで、消費者トラブルの未然防止を図る。

2 実施内容

①募集内容

消費者トラブル防止啓発となる標語又はあいうえお作文

②募集期間

令和6年7月1日(月)～令和6年8月30日(金)

③応募資格

岡山市に居住又は在勤・在学であること

④募集結果

117人から応募(標語88件、あいうえお作文100件)



募集チラシ

3 作品の活用

①カレンダー

○内容 標語・あいうえお作文の各金・銀・銅賞作品を掲載した月めくりカレンダー(A3)

○配布数 8,000部

○配布先 公民館・図書館等市有施設のほか、消費生活出前講座受講者等

②ステッカー

○内容 訪問販売にまつわるあいうえお作文を掲載した訪問販売お断りステッカー

○作成数 10,000部



ステッカー



カレンダー(表紙)



カレンダー(中身)

イ ラジオCM放送によるエシカル消費啓発

- | | | |
|-----------|---|---|
| 1 目的 | 市内高校や大学と連携し、学生が企画するエシカル消費の啓発に関するラジオCMを放送することで、学生がエシカル消費について理解を深め、関心を高める機会とするとともに、若者の視点やアイデア、発信力を生かした効果的な啓発を行うことにより、市民に広く持続可能な社会づくりに向けた消費行動への参画を呼びかける。 | |
| 2 放送期間 | 令和7年1月1日から31日 | |
| 3 放送局 | 岡山シティFM(レディオMOMO) | |
| 4 聴取可能人口 | 約100万人(聴取エリア:岡山市域他周辺自治体の一部) | |
| 5 連携高校・大学 | 岡山県立南高等学校・山陽学園大学 | |
| 6 CMタイトル | 【高校】
①地産地消について
②カスハラについて
③認証ラベルを意識しよう | 【大学】
①ファストファッション
②ポテチ(認証マーク)
③エシカル消費メッセージ |
| 7 放送回数 | 各テーマ15回(全90回) | |

ウ 新聞広告によるエシカル消費啓発

- | | |
|--------|--|
| 1 目的 | SDGsにつながる人や社会、環境に配慮した「エシカル消費」の推進を強化するため、新聞紙面広告を活用し、広く市民に周知・啓発を図る。 |
| 2 掲載日時 | 令和7年2月2日(日) |
| 3 掲載新聞 | 山陽新聞(朝刊) |
| 6 内容 | 大学生が考案したエシカルレシピとエシカル消費に関するもの
・レシピ 煎茶葉くっきー♡
まるごと!レモンどらやき
野菜 de ドレッシング
黄ニラたっぷりタコの炊き込みご飯
・考案者 山陽学園大学 地域マネジメント学部 学生 |



エ 消費生活出前講座

- 1 内容 各地域の団体やグループ等からの依頼に基づき、消費生活センター職員を講師として派遣し、悪質商法の手口や相談事例の紹介、ロールプレイング等の体験を交えながら被害に遭わないための心得等を伝える講座を実施。

2 実績

対象	実施回数	受講者数	主な講座タイトル
配慮を要する消費者 (高齢者等)	28	514	・消費生活センターの紹介
上記の支援者 (民生委員等)	4	82	・悪質商法等のトラブル事例紹介
公民館等主催講座	7	154	・高齢者に多いトラブルを知って地域の 見守り力を高めよう
その他	4	151	・悪質業者の視点～一人で悩まず消費生 活センターに相談してください～
計	43	901	

3 派遣講師

消費生活相談員及び消費者教育推進員

オ 消費生活出前授業等

- 1 内容 小学生～大学生等を対象として、消費生活センター相談窓口の周知及び消費者被害防止のため、またエシカル消費の出前授業や啓発資料の提供により、学校園における授業等を支援。

2 実績

対象	実施回数	受講者数	主な授業内容
小学生	6	107	・消費生活センターの紹介
中学生	0	0	・「みんなハッピー！エシカル消費」講座 ・「一緒に考えよう！お金とインターネット の使い方」講座
高校生	4	130	・中高生のトラブル事例と対策法の紹介
大学生	18	457	・民法改正に伴う成年年齢の引き下げ ・若者向け「消費者トラブルに遭わないた めに」
計	28	694	・エシカル消費

(啓発資料提供)

対象	提供校数(のべ)	主な提供資料
小学校	1056	リーフレット 「エシカル消費を心がけましょう」(大学)
中学校	444	「エシカル消費ってなに？」(大学)
高等学校	2	「気を付けて！悪質業者は若者を狙っています！」 (高校・専門学校・大学)
大学等	14	※大学等の提供校数は、メールでの消費者庁などの情報提 供数を含む。(大学5校 約18,000通送信)
計	1516	※小・中学校の提供校数は、毎月1回発行の「消費生活情報 おかやま」の提供数を含む。

カ 消費生活情報の配信

●ピチピチ消費生活だより

- 1 内容 悪質商法被害やトラブル予防に役立つ情報など、消費生活センターに寄せられた相談事例に基づいた新鮮で身近な消費生活情報を毎月1回刊行している。
- 2 配信方法
 - ・市ホームページへの掲載
 - ・市公式LINEやSNS等による配信
 - ・市役所全庁掲示板(市職員向け)への掲載
 - ・電子メールによる定期配信(高齢者支援部署および社会福祉協議会等関係機関)
 - ・関係各課及び関係団体、消費者安全確保地域協議会へ紙媒体での配布

3 配信実績

刊行年月	タイトル(内容)
令和6年4月	店舗内で契約された契約トラブル
5月号外	「カスハラ」って知っていますか？
5月	その警告画面本当？サポート詐欺に注意！
6月	本当に公式？偽サイトに注意！
7月	自動音声による着信 不審な電話に注意！
8月	”+1”から始まる番号 海外からの着信に注意！
9月	お得な価格？定期購入に注意！
10月	光回線が安くなる？電話での勧誘に注意！
11月	簡単に稼げる？副業に注意！
12月	排水管洗浄3,000円？安価なサービスに注意！
令和7年1月	返品できない？店舗での購入に注意！
2月	お金が返ってくる？還付金詐欺に注意！
3月	〇〇ペイで返金？返金詐欺に注意！



●その他の配信

配信年月	内容	配信方法		
		市HP	X (旧twitter)	LINE
令和6年7月	「消費者トラブル防止啓発標語・あいうえお作文」の募集	○	○	○
令和6年11月	「消費者トラブル防止啓発標語・あいうえお作文」募集の結果発表	○	○	○
令和6年11月	岡山市消費生活サポーター育成講座の受講生募集	○	×	○

キ 集客イベントを活用した啓発

- 1 目的・内容 消費生活センターの周知や消費生活に関する情報を幅広く啓発するため、地元スポーツクラブのホームゲームイベントなど、幅広い年代の市民が集う集客性の高いイベントに出展し、チラシ等他の啓発品と共にグッズの配布を行う。

2 実績

●令和6年度トライフープ岡山「岡山市民デー」における啓発活動

①実施日時

令和6年12月7日(土) 10:00～13:05

②実施場所

ジップアリーナ岡山 屋内入口付近(北区いずみ町)

③啓発内容

- ・消費生活センター業務の紹介
- ・『ピチピチ🍑消費生活だより』の周知
- ・悪質商法被害防止

④啓発資材

●展示物

- ・消費生活センター紹介パネル
- ・ピチピチ🍑消費生活だよりパネル

●配布物

- ・消費者トラブル防止啓発チラシ
(「気をつけて！悪質商法・詐欺のこんな手口」ほか)
- ・啓発グッズ(カトラリーセット)



展示パネル



啓発グッズ(カトラリー)

4 消費者団体との連携

趣旨等	消費者意識の高揚と賢く行動する消費者としての各種実践活動を行っている団体との連携にて、消費生活に関する調査・研究、啓発活動等を行うことにより、地域における消費生活の安定と向上を図る。
連携団体名	岡山市消費生活研究協議会
実施事業	(1)消費生活に関する講習会・研修会及び見学会等の開催 (2)消費生活に関する調査研究 (3)物価問題に関する調査研究及び活動 (4)省資源、省エネルギー等消費節約に関する事業 (5)その他消費生活に関する必要な事業
令和6年度 連携実績	・エシカル消費の認知度及び消費生活に関する意識・行動についてのアンケート調査の実施(令和6年9月～11月実施) ・消費生活展の共催 ・トライフープ岡山「岡山市民デー」における消費者被害防止のための啓発 ・消費者被害防止啓発カレンダーの配布による啓発 ・『ピチピチ🍑消費生活だより』の周知 ・消費生活センター主催講演会等への参加(消費生活サポーター育成講座) ・消費生活センター主催イベントおよび事業の各学区における周知   消費生活展での啓発活動の様子

5 事業者への指導

主な立入調査の件数

(単位:件)

業 務 名	調査事業者数		
	R4	R5	R6
家庭用品品質表示の立入検査			
家庭用品品質表示法 【趣旨】事業者が家庭用品の品質に関する表示を適正に行うように要請することにより、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入の際に不測の損益を被ることからの保護を図る。	0	2	2
消費生活用製品の立入検査			
消費生活用製品安全法 【趣旨】PSCマークの有無等の調査を行うことにより、製品により起こりうる人身事故の発生を未然に防ぎ、消費者の安全と利益の保護を図る。	0	2	2
食品表示(品質表示部分)に関する指示等			
食品表示法 【趣旨】食品の品質表示に関してその適正を確保することにより、一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保の保護を図る。	0	0	0
許可割賦販売業者等に関する立入検査等			
割賦販売法 【趣旨】割賦販売等に係る取引によって、購入者等が受けることのある損害の防止等に必要な措置を講ずることにより、購入者等の利益の保護を図る。	0	0	0
電気用品販売事業者等に対する立入検査等			
電気用品安全法 【趣旨】PSEマークの有無等、特定商品に適正な表示が付されているかどうかについて検査を行うことにより、電気用品による危険及び障害の発生の防止を図る。	0	2	2
合 計	0	6	6

6 計量検査事務

(1)沿革(R7.4.1現在)

昭和 7年 4月	岡山市度量衡取締規則制定、市独自の計量取締をはじめ
昭和31年 3月	特定市に指定される
昭和37年12月	商工課計量係新設
昭和41年11月	商工課計量検査所を置く
昭和54年 8月	商工振興課計量検査所となる
昭和59年 4月	機構改革により、民生局市民生活部消費生活課計量検査所となる
平成 6年 4月	機構改革により、総務局生活文化部生活文化課計量検査所となる
平成 9年 4月	機構改革により、総務局市民生活部市民生活課計量検査所となる
平成11年 5月	機構改革により、総務局市民生活部生活・交通安全課計量検査所となる
平成13年 4月	機構改革により、市民局市民協働部生活安全課計量検査所となる
平成18年 4月	機構改革により、市民局生活安全課計量検査所となる
平成21年 4月	機構改革により、市民局生活安全課消費生活センターとなる 社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定
平成24年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成27年 4月	機構改革により、市民生活局生活安全課消費生活センターとなる 一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
平成30年 4月	機構改革により、市民生活局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる 一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 3年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 6年 4月	一般社団法人岡山県計量協会を指定定期検査機関に指定の更新
令和 7年 4月	機構改革により、市民協働局市民生活部生活安全課消費生活センターとなる

(2)特定計量器定期検査事業

趣旨等	計量法第19条の規定に基づき、取引・証明に使用されている計量器の精度等を2年に1回、定期検査を実施している。 ※岡山市における当該定期検査業務は指定定期検査機関(一般社団法人 岡山県計量協会)に業務委託している。
-----	---

●事前調査

受検漏れのないよう新規対象事業者把握等に努め、検査の徹底

●公示と周知

定期検査実施1か月前までに実施の区域・対象となる特定計量器、期日、場所、指定定期検査機関の名称を公示▶市広報紙“市民のひろばおかやま”に掲載▶市HPに掲載

●その他

市域を二分し、隔年で検査を実施(令和6年度は主に市周辺部※2で検査を実施)

*奇数年度は市中心部※1、偶数年度は市周辺部※2を対象に検査を実施

※1 光南台、操南、東山、富山、操山、岡北、京山、岡山中央、竜操、高島、福南、福浜、芳泉、芳田
御南、桑田、石井、岡輝(中学校区)

※2 西大寺、旭東、上南、山南、瀬戸、上道、妹尾、興除、藤田、吉備、灘崎、福田、香和、中山
高松、足守、御津、建部(中学校区)

①機種別実績

種 類		型式能力	検査器数(器)	不合格数(器)	不合格率(%)
は か り	電気式はかり	100kg以下	743	6	0.8%
		250kg以下	527	2	0.4%
		500kg以下	34	1	2.9%
		1t以下	4	0	0.0%
		2t以下	41	0	0.0%
	高精度電気式はかり (1/10,000未満)	100kg以下	114	1	0.9%
	手動天びん	100kg以下	1	0	0.0%
	等比皿手動はかり	100kg以下	1	0	0.0%
	棒はかり	-	0	0	0.0%
	その他の 手動はかり	100kg以下	88	0	0.0%
		250kg以下	21	1	4.8%
		500kg以下	1	0	0.0%
		1t以下	4	0	0.0%
		2t以下	4	0	0.0%
	ばね式 指示はかり	直線指示	5	0	0.0%
		100kg以下	733	4	0.5%
		250kg以下	7	0	0.0%
500kg以下		1	0	0.0%	
手動指示併用はかり	100kg以下	12	0	0.0%	
その他の指示はかり	100kg以下	1	0	0.0%	
はかり小計			2,342	15	0.6%
お分 も銅 り・	分銅		66	0	0.0%
	おもり		609	5	0.8%
	分銅・おもり小計		675	5	0.7%
合計			3,017	20	0.7%

②受検方法別実績（分銅・おもりを除く）

	検査日数(日)	検査戸数(戸)	検査器数(器)	不合格数(器)
集合検査	48	351	944	3
所在場所検査	30	57	1,111	14
巡回検査	31	187	522	3
持込検査	30	34	92	0
農家検査	33	108	348	0
合 計	(延べ) 172	737	3,017	20

③検査実績の推移

		R2	R3	R4	R5	R6
	検査日数(日)	168	179	177	194	172
	検査戸数(戸)	771	1,082	747	1,055	737
機 種 別 検 査 器 数	電気式はかり	1,265	1,913	1,316	1,950	1,349
	高精度 電気式はかり	81	161	104	161	114
	手動天びん	0	0	0	0	1
	等比皿 手動はかり	2	7	2	4	1
	棒はかり	0	1	0	0	0
	その他の 手動はかり	124	59	122	60	118
	ばね式 指示はかり	864	753	790	671	746
	手動指示併用 はかり	15	32	16	27	12
	その他の 指示はかり	1	1	1	0	1
	はかり小計	2,352	2,927	2,351	2,873	2,342
	分銅・おもり	856	538	737	417	675
	合計	3,208	3,465	3,088	3,290	3,017

(参考)定期検査に代わる計量士による検査

①検査実績

代検査届出計量士	検査戸数	検査器数	不合格数	不合格率
35(13)人	131戸	581器	5器	0.86%

※()内の人数は、R6年度中に代検査を実施した旨届出のあった計量士の人数。

②機種別内訳

種 類	能 力	検査器数	不合格
電気式はかり	100kg以下	371	5
	250kg以下	28	0
	500kg以下	6	0
	1t以下	4	0
	2t以下	49	0
	5t以下	3	0
	10t以下	12	0
	20t以下	2	0
	30t以下	10	0
	40t以下	32	0
	50t以上	4	0
手動式はかり	100kg以下	1	0
	250kg以下	0	0
	500kg以下	0	0
	1t以下	2	0
	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
ばね式指示はかり	100kg以下	51	0
	250kg以下	1	0
	500kg以下	0	0
	1t以下	0	0
	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
その他の指示はかり	100kg以下	1	0
	250kg以下	0	0
	2t以下	0	0
	20t以下	0	0
音叉振動式はかり	2t以下	0	0
	5t以下	0	0
	30t以下	0	0
	40t以下	0	0
おもり		4	0
はかり 計	2t以下	514	5
	2t超	63	0
おもり 計		4	0
総 合 計	計	581	5

(参考)適正計量管理事業所

岡山県知事指定(事業所数 21事業所(郵政関係を除く))

(3)立入検査事業

ア 商品量目立入検査

趣旨等	計量法第12条に基づき、特定商品の特定物象量を法定計量単位により販売する場合、表示量と実質量の差が政令で定める誤差(以下量目公差)内である必要があると定められている。 岡山市では例年、中元期(6～8月)と年末年始期(10～12月)にスーパー等に立ち入り、特定商品が量目公差内で販売されているかどうかの商品量目立入検査を行っている。
-----	--

●検査成績

検査店舗:10戸(適正:10 不適正:0)

検査個数:317個(過量:0 適正:304 量目不足:13)

●部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	80	0(0.0%)	76(95.0%)	4(5.0%)
	食肉の加工品	—	—	—	—
魚介類	魚介類	67	0(0.0%)	61(90.0%)	6(9.0%)
	魚介類の加工品	4	0(0.0%)	4(100%)	0(0.0%)
野菜	野菜	80	0(0.0%)	80(100%)	0(0.0%)
	野菜の加工品	—	—	—	—
農産物の漬物		—	—	—	—
果実	果実	8	0(0.0%)	7(87.5%)	1(12.5%)
	果実の加工品	—	—	—	—
調理食品	調理食品	—	—	—	—
	つくだに	—	—	—	—
	その他の調理食品	78	0(0.0%)	76(97.4%)	2(2.6%)
茶類		—	—	—	—
菓子類		—	—	—	—
精米及び精麦		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)の加工品		—	—	—	—
めん類		—	—	—	—
調味料類		—	—	—	—
その他 特定商品	食品	—	—	—	—
	非食品	—	—	—	—
非特定商品		—	—	—	—
合計		317	0(0.0%)	304(95.9%)	13(4.1%)

イ 計量器の立入検査

趣旨等	公正で安全な取引を担保するために事業所等に立ち入り、有効期間や封印等の確認を行うことで、適正な計量の実施の確保を図る。
-----	---

(令和6年度実績)

質量計

	立入戸数	不良戸数	検査器数	不正器数			処置件数	検査日数	備考
				定期検査	器差	その他			
計量器検査 (外観検査)	10	0	30	0	0	0	0	6	
台帳検査	0	0	0	0	0	0	0	0	

(4)試買検査

●商品量目試買検査

趣旨等	密封商品について試買検査を行うことで、当該特定商品を購入する者の利益の保護を図る。
-----	---

ア 検査成績

検査個数:960個(過量:0 適正:960 量目不足:0)

検査商品数:20種類

イ 部門別検査実績

		検査個数	超過個数	正量個数	不足個数
食肉類	食肉	—	—	—	—
	食肉の加工品	—	—	—	—
魚介類	魚介類	—	—	—	—
	魚介類の加工品	160	0(0.0%)	160(0.0%)	0(0.0%)
野菜	野菜	—	—	—	—
	野菜の加工品	—	—	—	—
農産物の漬物		—	—	—	—
果実	果実	—	—	—	—
	果実の加工品	—	—	—	—
調理食品	調理食品	640	0(0.0%)	640(0.0%)	0(0.0%)
	つくだに	—	—	—	—
	その他の調理食品	—	—	—	—
茶類		—	—	—	—
菓子類		160	0(0.0%)	160(100%)	0(0.0%)
精米及び精麦		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)		—	—	—	—
穀類(豆類及び粉類)の加工品		—	—	—	—
めん類		—	—	—	—
調味料類		—	—	—	—
その他 特定商品	食品	—	—	—	—
	非食品	—	—	—	—
非特定商品		—	—	—	—
合計		960	0(0.0%)	960(100%)	0(0.0%)

(5)計量思想の普及啓発

①計量記念日事業

趣旨等

11月の「計量強調月間」に合わせて、計量制度の理解と計量意識の向上に向けた啓発パネル展を実施した。また、地元スポーツクラブホームゲームの岡山市民デーに訪れた市民等を対象に啓発を行った。

●計量啓発パネル展

①実施日時 令和6年11月5日(火) 9:15～15:55

②実施場所 市役所本庁舎1階 市民ホール

③啓発方法

ア パネル展示コーナー

はかりの正しい使い方や検査済証を紹介するパネルを展示

イ はかり展示コーナー

電気メーター・ガスメーターの実機の展示

ウ 啓発資料の配布

はかりの正しい使い方等を紹介するチラシと啓発品の配布



●令和6年度トライフープ岡山「岡山市民デー」

①実施日時 令和6年12月7日(土) 10:00～13:05

②実施場所 ジップアリーナ岡山 屋内入口付近

③啓発方法

ア 参加体験型コーナー

「すくってはかって何グラム!？」

111gになるようにスーパーボールをとってもらい、どのくらいの誤差が出るかを実際にはかってみる

イ パネル展示コーナー

はかりの正しい使い方や検査済証を紹介するパネルを展示

ウ 啓発資料の配布

はかりの正しい使い方等を紹介するチラシと啓発品の配布



②『小学生向け計量講座』

趣旨等

小学生を対象として、日常生活に密接に関わる「はかること」に興味、関心を持ってもらえるよう、楽しみながら学ぶことができる講座を市内小学校図書館や公民館などで実施。

●実施実績(夏休みはかること教室)

対象	実施数	受講者数
小学校	2校	44名
公民館	3館	39名



**令和7年度
消費者行政の概要**
(令和6年度の実施結果)

岡山市消費生活センター

電話 086-803-1105 FAX 086-803-1724